2　［略］

3　第一項の表第五号イの線量当量率、同号ハの線量当量並びに同号ニ及びホの線量は、それぞれ原子力規制委員会の定めるところにより記録するものとする。

4　第一項の表第五号ニ及びヘの線量を記録する場合には、放射線による被ばくのうち放射性物質によって汚染された空気を呼吸することによる被ばくに係る記録については、その被ばくの状況及び測定の方法を併せて記載しなければならない。

5・6　［略］

7　第一項の表第五号リ及びヌ、第六号、第九号並びに第十一号の記録の保存期間は、法第四十三条の三の三十三第三項において準用する法第十二条の六第八項の確認を受けるまでの期間とする。

（発電用原子炉施設の巡視及び点検）

**第七十五条**　［略］

2　法第四十三条の三の二十二第一項の規定により、法第四十三条の三の三十三第二項の認可を受けた発電用原子炉設置者は、毎日一回以上（第百十一条第一項第六号の性能維持施設が存在しない場合は毎週一回以上）、発電用原子炉施設の保全に従事する者に廃止措置対象施設について巡視させ、第百十一条第一項第六号の性能維持施設について点検を行わせなければならない。

（発電用原子炉施設の保守管理）

**第七十六条**　［略］

一　［略］

二　前号ただし書の場合においては、法第四十三条の三の三十三第二項の認可若しくは法第四十三条の三の三十三第三項において準用する法第十二条の六第三項の変更の認可に係る申請書又はそれらの添付書類に記載された第百十一条第一項第六号の性能維持施設の保守管理方針を定めること。

2　［略］

3　第一項の表第四号イの線量当量率、同号ハの線量当量並びに同号ニ及びホの線量は、それぞれ原子力規制委員会の定めるところにより記録するものとする。

4　第一項の表第四号ニ及びヘの線量を記録する場合には、放射線による被ばくのうち放射性物質によって汚染された空気を呼吸することによる被ばくに係る記録については、その被ばくの状況及び測定の方法を併せて記載しなければならない。

5・6　［略］

7　第一項の表第五号リ及びヌ、第六号、第九号イ及びロ並びに第十一号の記録の保存期間は、法第四十三条の三の三十三第三項において準用する法第十二条の六第八項の確認を受けるまでの期間とする。

（発電用原子炉施設の巡視及び点検）

**第七十五条**　［略］

2　法第四十三条の三の二十二第一項の規定により、法第四十三条の三の三十三第二項の認可を受けた発電用原子炉設置者は、毎週一回以上（核燃料物質が廃止措置対象施設内に存在する場合は毎日一回以上）、発電用原子炉施設の保全に従事する者に廃止措置対象施設について巡視させなければならない。

（発電用原子炉施設の保守管理）

**第七十六条**　［略］

一　［略］

二　前号ただし書の場合においては、法第四十三条の三の三十三第二項の認可若しくは法第四十三条の三の三十三第三項において準用する法第十二条の六第三項の変更の認可に係る申請書又はそれらの添付書類に記載された発電用原子炉施設の性能が維持されるよう発電用原子炉施設（当該認可を受けた廃止措置計画においてその性能を維持すべきものとされる発電用原子炉施設に限る。）の保守管理方針を定めること。

三・四　［略］

五　［略］

イ　保守管理方針及び保守管理の目標にあつては、一定期間

ロ　保守管理の実施に関する計画にあつては、前号イに規定する期間

六・七　［略］

2　［略］

（火災発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備）

**第七十八条**　法第四十三条の三の二十二第一項の規定により、発電用原子炉設置者は、発電用原子炉施設を設置した工場又は事業所において火災が発生した場合における発電用原子炉施設（法第四十三条の三の三十三第二項の認可を受けたものであって、第百十一条第一項第六号の性能維持施設が存在しないものを除く。以下この条から第八十一条までにおいて同じ。）の保全のための活動（消防吏員への通報、消火又は延焼の防止その他消防隊が火災の現場に到着するまでに行う活動を含む。以下同じ。）を行う体制の整備に関し、次に掲げる措置を講じなければならない。

一～八　［略］

（工場又は事業所において行われる運搬）

**第八十三条**　［略］

一～九　［略］

十　運搬物（コンテナ（運搬途中において運搬する物自体の積替えを要せずに運搬するために作られた運搬機器であって、反復使用に耐える構造及び強度を有し、かつ、機械による積込み及び取卸しのための装置又は車両に固定するための装置を有するものをいう。）に収納された運搬物にあっては、当該コンテナ）及びこれらを運搬する車両の適当な箇所に原子力規制委員会の定める標識を取り付けること。

2～4　［略］

三・四　［略］

五　［略］

イ　保守管理方針及び保守管理の目標にあつては、一定期間

ロ　保守管理の実施に関する計画にあつては、前号イに規定する期間

六・七　［略］

2　［略］

（火災発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備）

**第七十八条**　法第四十三条の三の二十二第一項の規定により、発電用原子炉設置者は、発電用原子炉施設を設置した工場又は事業所において火災が発生した場合における発電用原子炉施設（法第四十三条の三の三十三第二項の認可を受けたものであって、廃止措置対象施設内に核燃料物質が存在しないものを除く。以下この条から第八十一条までにおいて同じ。）の保全のための活動（消防吏員への通報、消火又は延焼の防止その他消防隊が火災の現場に到着するまでに行う活動を含む。以下同じ。）を行う体制の整備に関し、次に掲げる措置を講じなければならない。

一～八　［略］

（工場又は事業所において行われる運搬）

**第八十三条**　［略］

一～九　［略］

十　運搬物（コンテナ（運搬途中において運搬する物自体の積替えを要せずに運搬するために作られた運搬機器であって、反復使用に耐える構造及び強度を有し、かつ、機械による積込み及び取卸しのための装置又は車両に固定するための装置を有するものをいう。以下同じ。）に収納された運搬物にあっては、当該コンテナ）及びこれらを運搬する車両の適当な箇所に原子力規制委員会の定める標識を取り付けること。

2～4　［略］